

福祉医療制度を紹介します

福祉医療制度は、子ども、障害者、母子・父子家庭、高齢者の皆さんが安心して必要な医療が受けられるように、医療費の自己負担額を軽減するための助成制度です。

■問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内1119・1120)

福祉医療制度名	対象者・内容など	所得制限
子ども医療	▽中学校卒業まで（15歳に達する年度末まで）の子どもの保護者 ⇒ 「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	なし
障害者医療	▽身体障害者手帳所持者のうち ①1級～3級の方 ②腎臓機能障害で4級の方 ③進行性筋萎縮症で4級～6級の方 ▽療育手帳所持者のうちIQ50以下の方 ▽自閉症と診断された方 ⇒ 「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	なし
精神障害者医療	▽精神障害者福祉手帳1級または2級所持者 ⇒ 「精神障害者医療費受給者証（全疾患用）」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。 ▽自立支援医療受給者証（精神通院）所持者 ⇒ 自立支援医療受給者証に記載された医療機関などについては、「精神障害者医療費受給者証」が発行され、精神通院にかかる自己負担額はありません。	なし
母子・父子家庭医療	▽18歳の年度末までの児童を扶養している配偶者のない母（父）とその児童 ▽父母のいない18歳の年度末までの児童 ⇒ 「母子・父子家庭医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	児童扶養手当本人一部支給制限額準用
後期高齢者福祉医療	▽後期高齢者医療制度の被保険者のうち ①母子・父子家庭医療の要件に該当する者 ②戦傷病者手帳の所持者 ③ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者（「寝たきり高齢者」、「認知症高齢者」は、介護認定を受け、要介護度4または5と認定され、生活介護を受けている期間が3カ月以上継続している者） ④障害者医療の要件に該当する者 ⑤結核予防法、精神保健法による命令入所に該当する者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 ⇒ 「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関などでの自己負担額はありません。	①母子・父子家庭医療に準ずる ②障害児福祉手当準用 ③市町村民税非課税世帯 ④⑤⑥なし

※ 上記「各医療費受給者証」を使用できるのは、原則「愛知県内」の医療機関などに限られます。
愛知県外で診療された場合は、一度窓口で医療費をお支払いください。後日、領収証などを添付し、町へ請求していただきますと、自己負担分を振り込みでお返しします。

☆8月1日から受給者証が替わります。

「母子・父子家庭医療」、「後期高齢者福祉医療」（一部）の受給者は、現在使用されている受給者証が更新になります。該当の方には、あらかじめ申請書を送付しますので、期間内に住民福祉課福祉医療係へ提出してください。